

官報

号外 昭和六十年六月十一日

○第百二回 衆議院會議録 第三十五号

昭和六十年六月十一日(火曜日)

議事日程 第三十号

昭和六十年六月十一日

午後一時開議

第一 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時三分開議
○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

○議長(坂田道太君) 御報告いたすことがあります。
永年在職議員として表彰された元議員渡海元三郎君は、去る五月二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る六日贈呈いたしました。これを朗読いたします。
〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに文教委員長、長官、運輸委員長、長官の要職につき、また再度国務大臣の重任にあたられた正三位勲一等渡海元三郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

○議長(坂田道太君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右両回付案を順次議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(坂田道太君) まず、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(坂田道太君) 次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案の参議院回付案を議題といたします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案の参議院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(坂田道太君) 日程第一、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長中島源太郎君。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中島源太郎君登壇〕

○中島源太郎君 ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和六十年二月二十日付の人事院の国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申し出にかんがみ、父母等の遺族補償年金の受給資格年齢を五十五歳以上から六十歳以上に引き上げるとともに、年金たる補償額の改定規定及び福祉施設に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

本案は、参議院から送付されたものでありまして、四月二十四日本委員会に付託され、六月四日後藤田総務庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、公務災害の支障及び認定状況、遺族補償年金の受給資格、民間企業の法定外給付に相当する遺族特別援助金等の引き上げ等広範多岐にわたる質疑応答が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じます。かくて、六月六日質疑を終了し、討論に入ります。

昭和六十年六月十一日 衆議院會議録第三十五号

朗読を省略した議長の報告

したところ、日本共産党・革新共同の柴田睦夫君から反対の意見が述べられました。
次いで、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時九分散会

出席國務大臣

厚生 大臣 増岡 博之君
労働 大臣 山口 敏夫君
国 務 大 臣 後藤田正晴君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件

一、去る七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

半島振興法

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
行政書士法の一部を改正する法律
住居表示に関する法律の一部を改正する法律
米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律

一、去る七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件
(政府委員退任)
一、昨十日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記
異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
経済企画庁審議官 丸茂 明則 経済企画庁審議官 昭六六・〇
経済企画庁民生局長 及川 昭伍 経済企画庁民生局長 同
経済企画庁総務局長 大竹 宏繁 経済企画庁総務局長 同
経済企画庁調査局長 横溝 雅夫 経済企画庁調査局長 同
通商産業大臣官房長 緒方謙二郎 通商産業大臣官房長 昭六六・七

(政府委員承認)

一、昨十日、坂田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。
経済企画庁調整局審議官 宮本 邦男
経済企画庁民生局長 横溝 雅夫
経済企画庁総合計画局長 及川 昭伍
経済企画庁調査局長 丸茂 明則
通商産業大臣官房会計課長 植松 敏

(政府委員任命)

一、昨十日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、十日議長において承認した宮本邦男外四名を、同日第百二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
(常任委員辞任及び補欠退任)
一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任 補欠
鍵田忠三郎君 山岡 謙蔵君
嶋崎 謙君 佐藤 徳雄君
新村 勝彦君 田中 克彦君
山岡 謙蔵君 鍵田忠三郎君
佐藤 徳雄君 嶋崎 謙君
田中 克彦君 新村 勝彦君

文教委員

辞任 補欠
佐藤 徳雄君 嶋崎 謙君
嶋崎 謙君 佐藤 徳雄君
一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
通信委員
辞任 補欠
中井 治君 塚本 三郎君
塚本 三郎君 中井 治君

環境委員

辞任 補欠
中井 治君 塚本 三郎君
塚本 三郎君 中井 治君
中村 茂君 松浦 利尚君

予算委員

松浦 利尚君 中村 茂君
辞任 補欠
松浦 利尚君 中村 茂君
近江巳記夫君 齊藤 節君
中村 茂君 松浦 利尚君
齊藤 節君 近江巳記夫君

決算委員

辞任 補欠
齊藤 節君 竹内 勝彦君
塚本 三郎君 滝沢 幸助君
竹内 勝彦君 齊藤 節君
滝沢 幸助君 塚本 三郎君

辞任

東中 光雄君 補欠
瀨崎 博義君
議院運営委員
辞任 補欠
瀨崎 博義君 東中 光雄君

(特別委員辞任及び補欠退任)

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
交通安全対策特別委員
辞任 補欠
上野 建一君 村山 富市君
伊藤 英成君 永江 一仁君
村山 富市君 上野 建一君
永江 一仁君 伊藤 英成君

(議案提出)

一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。
国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案(伊藤英成・一郎君外九名提出)
一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)

組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常動作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)」公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造船労働組合関係)

認を求めるの件
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

一、去る七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案

著作権法の一部を改正する法律案
(答弁書受領)

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員草川昭三君提出自賠責保険の保険料値上げに関する質問に対する答弁書

衆議院議員草川昭三君提出大気汚染防止法逃れの小型ボイラー多設置に関する質問に対する答弁書

自賠責保険の保険料値上げに関する質問主意書
昭和六十年五月二十一日

右の質問主意書提出する。

昭和六十年五月二十一日

衆議院議長 坂田 道太殿
提出者 草川 昭三

自賠責保険の保険料値上げに関する質問主意書
政府は、本年四月十五日より、自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の料率引上げを行った。私はこの件について、関係委員会をはじめ、質問主意書をもつて問題点を指摘してきたが、その解明のないまま、料金引上げが行われたことは極めて遺憾である。

よつて、再度次の事項について質問する。
一、まず、自賠責保険はユーザーが支払う保険料の収入によつて成り立つものであるが、保険料の内訳が明らかにされていない。純保険料と、会社経費・代理店手数料(いわゆる付加保険料)を自家用乗用車、自家用小貨物、軽自動車、原動機付自転車別に明らかにされたい。

二、自賠責保険の今回の改定に伴い死亡限度額は二千五百万円に引き上げられたが、交通事故に伴う平均死亡損害額は二千五百六十万円(交通特答弁)である。従つて任意自動車保険の給付改善及び保険料引下げが当然行われるべきと思われるが政府の見解を問う。

三、今回の自賠責保険料の値上げは、平均二九パーセントとされているが、車種及び契約年数によつては、次の表のとおり超大幅なものもある。

車種	契約年数	改定前保険料	改定後保険料	値上げ額	値上げ率
自家用乗用車	三年	四五、九〇〇円	五九、〇五〇円	一三、一五〇円	二八・六パーセント
小型二輪自動車	二年	四五、一〇〇円	六二、四五〇円	一七、三五〇円	三八・五パーセント
軽自動車	三年	一六、六〇〇円	三三、六五〇円	一七、〇五〇円	一〇一・五パーセント
原動機付自転車	三年	七、九〇〇円	一四、五〇〇円	六、六〇〇円	八三・五パーセント

軽自動車(軽四輪、軽二輪)は、一挙に二倍以上、原付自転車も八三・五パーセントもの値上げ率であり、これは国が強制力をもつて行う施策としては、不親切の域を越えた暴挙といわざるを得ない。

昭和六十年六月十一日 衆議院會議録第三十五号

朗読を省略した議長の報告

を得ない。この様な大幅な値上げは、自動車ユーザの家に打撃を与えるばかりでなく、値上げ直前の自動車の駆け込み需要の発生とその反動など、自動車業界や登録・車検等の関連機関の健全な運営にも影響は甚大である。

この様な大幅な値上げが、自賠責保険の収支改善上、不可欠であつたとするならば、車種別収支が赤字になつた段階で小さきみな料金改定を行うことにより、ユーザ及び社会への影響を軽減すべきであつたと考えるが、政府の見解を伺いたい。

四 自賠責保険制度は、交通事故の被害者救済を目的として自動車のユーザに加入を強制して

車種	平均車両価格	自賠責保険料(一年)	車両価格比保険料
家用乗用自動車	一、六〇〇、〇〇〇円	二五、九〇〇円	一・六パーセント
軽自動車(四輪)	五〇〇、〇〇〇円	一五、四〇〇円	三・一パーセント
小型二輪自動車	五二〇、〇〇〇円	三四、二五〇円	六・六パーセント
軽自動車(二輪)	四〇〇、〇〇〇円	一五、四〇〇円	三・九パーセント
原付自転車	一〇〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	八・〇パーセント

五 現在、我々が自賠責保険の契約をする場合に代理店から受ける説明によると、自動車ユーザが負担する保険料(営業保険料)の内、純保険料の割合が、軽自動車については六七・三パーセント、原付自転車については四一・六パーセントと極めて低率といわれている。これは保険会社の取扱費用・利益などの営業費が一律定額で盛り込まれているためと思われる。保険料の額にかかわらず保険一件の取扱いに要する営業費が、車種別に大差ないことは理解できるが、原付自転車の場合、三千三百三十円の保険に加入するのに四千六百七十円の手数料等が必要という価格体系になつてゐることは、常識外のことであり制度的欠陥と考えるが、これを是正する考えはないか見解を伺いたい。

いるものであり、任意自動車保険が運転者自身の過失担保保険であるのに対し、「準税金」的性質を有するものである。「準税金」的性質を考慮した場合、加入者の負担能力(負担能力)との均衡を図ることによる公平な保険料の設定が必要と考える。

次の表は、自動車ユーザの負担能力の一つのパラメーターとなる車両価格(平均的車種価格)に対する自賠責保険料の比率を車種別に示したものであるが、これに示された原付自転車・小型二輪自動車等の突出した割高負担の不公平について自賠責保険審議会に諮問し、是正を図る必要があると考えるが見解を伺いたい。

六 自賠責保険は、すべての自動車に加入を強制し、今回の様な大幅な保険料の値上げを一方的に押しつけながら、加入者に対し保険収支状況や値上げ理由が公表されないのは、民主主義下の行政としてあまりにも不親切であり不信感を招いている。

特に、一般的に対人加害性の低いと思われる小型二輪自動車は、従来から家用乗用自動車よりも高額な保険料となつており、大半を占める無事故ユーザが疑問と不満を持つてゐる。事故率が低下している原付自転車についても同様である。これらの理解を得るため

(1) 小型二輪自動車及び原動機付自転車の保険金支出の内、これらの同乗者に対する支出の件数と金額及びその割合を明らかにされた

い。

(2) 小型二輪自動車及び原動機付自転車の保険金支出の、その他の内容について対象別(歩行者、自動車運転者等)に件数及び金額を明らかにされた。

(3) 二輪車の対車両事故において、二輪車の同乗者が死傷した場合、同乗者に対する保険金の支出は、どちらの車両の保険から行われるのか明らかにされた。

(4) 二輪車の単独事故において同乗者が死傷した場合、保険金支給の対象となるか明らかにされた。

七 原動機付自転車の自賠責保険加入率は約八〇パーセント程度とされているが、更新忘れ等が非加入の原因と推測される。

契約期限切れに際して保険会社は、加入者に対しどの様な告知を行つてゐるのか、また、保険会社に対する政府の指導は、どのようにされているのか説明された。

八 自賠責保険は、自動車ユーザに高額な保険料負担を強要するものであり、ユーザの理解が得られるよう公正正大に運営されなければならぬ。運営の中核機関である自賠責保険審議会はユーザの意見を十分反映させることに努めるべきである。政府は、私の質問主意書の答弁(内閣衆質一〇二第二号)で「ユーザ等の意見も十分反映されている」と答えてゐるが、今回の答申経過をみても何ら反映されてゐない。これでは公正な審議会といえない。審議会委員より監督官庁の委員を排除すべきである。重ねて真のユーザ代表を委員に選ぶべきであることと主張する。しかも、四輪ユーザ代表といわれる委員も臨時委員に過ぎず千八百万人を数える二輪車ユーザの代表は参加してゐない。

この際、各ユーザ代表を審議会委員とすべきであると考えるが政府の所見を伺いたい。

九 道路交通法改正により、座席ベルト着用義務に伴ひ自動車保険のメリット、デメリット

制度の採用を検討すべきであると考ええる。総務庁の試算でも座席ベルトを着用すれば年間二千人以上(交通特答弁)の死者を減らすことができると予測している。死亡事故を防止するのにそれほど効果の高いものであるならば諸外国でも座席ベルト法制化に伴ひ、自動車保険制度の改定を行つてゐるので我が国においても法律施行までに自動車保険制度の改定をすべきであると考え、従つてその改定内容を示されたい。

内閣衆質一〇二第三号

昭和六十年六月七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 坂田 道太

衆議院議員草川昭三君提出自賠責保険の保険料値上げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出自賠責保険の保険料値上げに関する質問に対する答弁書

一 について

別表のとおりである。

二 について

自動車保険については、現在自動車保険料率算定会においてその収支を検証中である。

三 について

自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という)の保険料率については、従来から全車種合計の収支の状況により改定の要否を判断することとしてきており、本年四月の保険料率改定も、近年、全車種合計の収支が急激に悪化したため必要となつたものである。

なお、車種別の保険料率については、従来も、その損害率が全車種平均損害率に比し著しく均衡を失ふこととなる車種につき所要の調整を行つてきたが、今回の保険料率改定に際しては、併せて車種間の料率調整も行つたところ

である。ちなみに、昨年十二月の自動車損害賠償責任保険審議会(以下「審議会」という。)答申においては、今後、毎年定期的に審議会を開催し、自賠責保険の収支状況等について審議を行うこととされている。

四について
自賠責保険は、収支相当を原則とする保険制度であり、その保険料率は保険数理に基づき算出されている。今回の保険料率の改定に当たっては、車種別の損害率等の統計を基礎とした保険数理計算を基本としつつ、契約者の保険料負担の急激な増加を緩和すること等に配慮して、累積運用益の活用等によりその引上げ幅の圧縮を図ったところである。

五について
御指摘のように、付加保険料については車種別に大差がないため、純保険料の額の低い車種については営業保険料に占める純保険料の割合が大きくなり、純保険料の額の低い車種については営業保険料に占める純保険料の割合が小さくなるのはやむを得ないと考える。

六について
(1)及び(2) 御質問の事項については、保険料率の算定上必要とするものではないので、これらについての統計はない。

(3) 二輪車の対自動車事故により二輪車の同乗者が死傷した場合において、双方の自動車の保有者について自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)第三条の規定による損害賠償責任が発生したときは、双方の自動車に付された自賠責保険の支払対象となる。

(4) 二輪車の単独事故により同乗者が死傷した場合において、当該二輪車の保有者に自賠法第三条の規定による損害賠償責任が発生したときは、当該二輪車に付された自賠責保険の支払対象となる。

七について
原動機付自転車に係る自賠責保険契約について

では、保険の期限切れを防止するため、保険会社から、保険期間満了前に通知を行うとともに、契約の継続の手続を行わない者に對しては継続の手続の督促を行っている。

また、政府においては、社団法人日本損害保険協会を通じて、保険会社に対し、原動機付自転車に係る自賠責保険加入率の向上に努めるよう指導している。

八について
自動車の種別ごとのユーザーの代表をすべて審議会の委員に任命することは困難であるが、審議会の委員には、学識経験者四人及び自動車別表 自家用乗用車、自家用小型貨物車、軽自動車及び原動機付自転車の営業保険料内訳

車種	純保険料	社費	代理店手数料
自家用乗用車	一八、一三〇円	四、一二〇円	一、三〇〇円
自家用小型貨物車	一五、二八〇円	三、九七〇円	一、三〇〇円
軽自動車(検査対象車)	一〇、三八〇円	三、七二〇円	一、三〇〇円
軽自動車(検査対象外車)	一〇、三六〇円	三、七四〇円	一、三〇〇円
原動機付自転車	三、三三〇円	三、三七〇円	一、三〇〇円

別表 自家用乗用車、自家用小型貨物車、軽自動車及び原動機付自転車の営業保険料内訳

大気汚染防止法逃れの小型ボイラー多価設置に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和六十年五月二十九日
提出者 草川 昭三
衆議院議長 坂田 道太殿
大気汚染防止法逃れの小型ボイラー多価設置に関する質問主意書

私は、昭和五十八年十月六日の衆議院科学技術委員会及び昭和五十九年三月十二日の予算委員会において、大気汚染防止法のばい煙排出規制を免れるため、規制基準以下の小型ボイラーを数多く設置する事業所が増えているという「多価設置」問題を取り上げ法規制の見直しを求めた。私の主張は大気汚染防止法によるばい煙の排出が規制されるボイラーは「伝熱面積が十平方メートル以上」であるが、最近ボイラーの規制基準に目をつけたメーカーが「定期検査も取り扱い免許も不要」、「規制対象外で補償給付費も出さなくて済む」などをセールスポイントに、伝熱面積十平方メートル未満の小型ボイラー販売に力を入れ事業規模の大きい事業所やビルで、一カ所にかんりの数の小型ボイラーを設置する「多価設置」が増え、公害、安全対策が野放しになっていることを指摘したものである。

運送関係者二人(ほかに臨時委員一人)が任命されておられ、昨年十二月の答申作成に至る審議においても自動車ユーザーの意見が十分反映されたものと考えている。

九について

御質問の趣旨が、現在の搭乗者傷害保険の座席ベルト装着者特別保険金制度を改定すべきであるということであるとすれば、損害保険業界において道路交通法改正法案が成立し施行される時までにこの問題を検討することとなつていると聞いています。

右答弁する。

既に内部的に検討を開始している」と答弁をしているが、今日に至るも何ら態度を表明していない。よつて、次の質問をする。

一 伝熱面積当たりの蒸気発生量が多い小型ボイラーは、伝熱面積が小さくても燃料使用量が多いため、排出ガス量が多く、同程度の伝熱面積をもつ従来型のボイラーに比べ三倍近くの排出ガスを出すものもある。大気汚染防止法上は、伝熱面積が十平方メートル未満であれば排出ガス量が多くても法の規制対象にはならないため、このような小型ボイラーと従来型ボイラーとの間で規制の不公平が生じていると考えるが政府の見解を問う。

二 この小型ボイラーは規制の対象とならぬため煙突も低く、設置数も増えており、大気環境に与える影響は無視できないと思うがこれは、すべてのばい煙発生施設から排出されるSO_xの総量、NO_xの総量の何%に当たるか数値を明らかにされたい。

三 私の指摘した十平方メートル未満という伝熱面積での規制に加えて、例えば重油換算で五十リットル以上を大気汚染防止法の対象とすべきであると思うが、政府の見解を伺いたい。

四 NO_x削減のためには固定発生源である工場のボイラー規制は平等に行うべきであると考ええる。従来の許可型ボイラーと小型ボイラーの多価設置による基準値に差を認めるべきでない。私は中小零細業者がA重油を燃料として一、二台の小型ボイラーを設置しているものを規制すべしと主張しているものでなく、B、C重油を使用する大手事業所に多価設置の割合が増加している最近の動向の問題にしているものである。

なお、現在政府が検討している小型ボイラーの規制数値は、ばい塵、SO_x、NO_xそれぞれについて、従来型ボイラーの規制値と同じものにするのかどうか明らかにされたい。特に多価設置の場合について、その数値に差がある

昭和六十年六月十一日 衆議院會議録第三十五号

とするならばその根拠を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一〇二第三六号
昭和六十年六月七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿
衆議院議員 川昭三君提出大気汚染防止法逃れの小型ボイラー多価設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 川昭三君提出大気汚染防止法逃れの小型ボイラー多価設置に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘のような規制の不公平を解消するため、今般、大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三二十九号)を改正し、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五十リットル以上のボイラーをばい煙発生施設として追加したところである。

二について

伝熱面積が十平方メートル未満であつてバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五十リットル以上のボイラーから排出されるばい煙の量は、全ばい煙発生施設から排出される総量に対し、硫酸酸化物で約三パーセント、窒素酸化物で約一パーセントと推計される。

四について

今回新たにばい煙発生施設となる小型ボイラーに係る窒素酸化物の排出基準については、ばい煙の発生特性、適用可能な対策技術の実態等を勘案し、従来型ボイラーとは異なる値としたが、ばいじん及び硫酸酸化物の排出基準、総量規制基準並びに燃料使用基準については、基本的に従来型ボイラーと同じ規制値としたところである。

〔答弁通知書受領〕

一、去る七日、内閣から、衆議院議員小澤克介君提出放射性廃棄物の処理・処分等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があるため、昭和六十年六月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。
昭和六十年六月七日

参議院議長 木村 睦男
衆議院議長 坂田 道太殿

附則

(施行期日)等

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 附則第四条の規定は昭和六十年四月一日(国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年五月一日)から、第一条の規定による改正後の国民年金法の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定並びに次条及び附則第三条の規定は同年六月一日から適用する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和六十年六月七日

参議院議長 木村 睦男
衆議院議長 坂田 道太殿

(契約の内容等)

第二十六条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ)の当事者は、労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。)の場所

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 派遣元事業主は、前項第四号に掲げる労働者派遣の期間については、労働大臣が当該労働者の雇用の適正な調整を図るため必要があると認めるときにおいて適用対象業務の種類に応じ当該労働者の雇用の状況、当該業務の処理の業務等を考慮して定める期間を超える定めをしてはならない。

ならない。

一 第四十一条の派遣先責任者の選任
二 第四十二条第一項の派遣先管理台帳の作成、同項各号に掲げる事項の当該台帳への記載及び同条第三項の労働省令で定める条件に従つた通知
三 その他労働省令で定める当該派遣就業が適正に行われるため必要な措置

派遣元事業主は、第一項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第五条第一項の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨を明示しなければならぬ。

(適正な派遣就業の確保)
第四十条 派遣元は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者から申出を受けた苦情的確な処理その他当該派遣就業が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、派遣元は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣就業が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十年四月二十四日

衆議院議長 坂田 道太殿
参議院議長 木村 睦男

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「行ない」を「行い」に、「の福祉に必要な施設をすること」を「(以下「被災職員」という。)の社会復帰の促進並びに被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な施設を行い、もつて被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」に改める。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号中「第二十一条の補装具の支給並びに」を削る。

第十六条第一項中「各号」を削り、同項第一号及び第三号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第十七条の二第二項第六号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条 削除

(福祉施設)

第二十二條 人事院及び実施機関は、被災職員及びその遺族の福祉に關して必要な次の施設をすること努めなければならない。

一 外科後処置に關する施設、補装具に關する施設、リハビリテーションに關する施設その他被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な施設

二 被災職員の療養生活の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の施設

設

2 人事院及び実施機関は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、別表に定める程度の障害(同表に定める各等級の障害に該当しない障害であつて、同表に定める各等級の障害に相当するものを含む。)が存する場合においては、前項第一号の補装具に關する施設として、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。

3 第一項の福祉施設については、業務上の災害又は通勤による災害を受けた民間事業の従業員及びその遺族に対する福祉に關する給付その他の施設の実態を考慮してその設置及び運営を図るものとする。

第二十五条第一項中「第二十一条の規定による補装具の支給又は」を削る。

第二十七条第一項中「公務上の災害若しくは通勤による災害を受けた職員」を「被災職員」に改める。

第三十三条中「第二十一条の補装具の支給」を削る。

附則に次の六項を加える。

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

17 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第十六条及び第十七条の二の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第十六条第一項第一号及び第三号並びに第十七条の二第一項第六号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで	五十五歳
昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十九歳

18 次の表の上欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの(第十六条第一項第四号に規定する者であつて第十七条の二第一項第六号に該当するに至らないものを除く。)は、第十六条第一項(前項において読み替へられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳以上五十七歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十五歳以上五十八歳未満	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十五歳以上五十九歳未満	五十九歳
昭和六十五年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳

19 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第十六条第一項(附則第十七項において読み替へられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

20 附則第十八項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第十二項から第十五項までの規定の適用を妨げるものではない。

21 附則第十八項に規定する遺族に対する第二十条及び附則第十六項の規定の適用については、これらの規定中「第十六条第三項」とあるのは、「附則第十九項」とする。

22 (年金たる補償の額の自動改定)
年金たる補償については、国は、当分の間、人事院規則で定めるところにより、毎年四月に

この場合において、第十七条第一項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第十八項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができるものとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第十七条の二第二項中「各号の一」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。

おける職員の給与水準が、昭和六十年四月(この項の規定による年金たる補償の額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年の四月)における給与水準の百分の百六を超え、又は百分の九十四を下るに至つた場合において、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該年金たる補償の額を改定して支給する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律による改正後の国家公務員災害補償法第十六条及び第十七条の二の規定(同法附則第十七項において読み替へられる場合を含む。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に死亡した職員の遺族について適用

昭和六十年六月十一日 衆議院會議録第三十五号 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

し、施行日前に死亡した職員の遺族については、なお従前の例による。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中(昭和五十五年法律第一百号)を「(昭和六十年法律第 号)」に改め、「法の規定」の下に「(第十七条の八を除く。)」を加え、「とする」を「とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第八条の規定は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち施行日以後の期間に係る分については適用し、施行日前の期間に係る分については、なお従前の例による。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和六十年二月二十日付けの人事院の「国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申出」にかんがみ、遺族補償年金の受給資格年齢の引上げ、年金たる補償の額の改定規定の整備等を行うものとして、その要旨は次のとおりである。

1 遺族補償年金の受給資格年齢の引上げ
(一) 遺族補償年金の受給資格年齢を、夫、父母及び祖父母については「五十五歳以上」から「六十歳以上」に、兄弟姉妹については「十八歳未満又は五十五歳以上」から「十八

歳未満又は六十歳以上」にそれぞれ引き上げる。

(二) 当分の間、(一)にかかわらず、職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつた夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は、遺族補償年金を受けることができる遺族とすること。ただし、これらの者が六十歳に達するまでの間は、年金額を算定する際の遺族補償年金を受けることができる遺族の人数には含まないこととする。また遺族補償年金の支給を停止すること。

(三) (一)及び(二)の措置は、五年間で段階的に実施すること。

2 年金たる補償の額の改定規定の整備
年金たる補償については、当分の間、人事院規則で定めるところにより、毎年四月における職員の給与水準が、直近の年金額が改定された年の前年の四月における給与水準の百分の百六を超え、百分の九十四を下るに至つた場合には、当該変動率を基準として、翌年四月以降の年金額を改定するものとする。

3 福祉施設に関する規定の整備
(一) 福祉施設の趣旨及び内容に関する規定を整備すること。

(二) 福祉施設については、業務上の災害又は通勤による災害を受けた民間事業の従業員及びその遺族に対する福祉に関する給付その他の施設の実態を考慮してその設置及び運営を図るものとする。

4 施行期日
この法律は、昭和六十年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、昭和六十年二月二十日付けの人事院の意見の申出の趣旨にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

ある。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十年六月六日
内閣委員長 中島源太郎
衆議院議長 坂田 道太殿

【別紙】
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について速やかに検討の上、善処すべきである。
一 災害の予防及び職業病の発生防止のために、なお一層努力するとともに、公務災害の審査及び認定について現在懸念中のものを含め、その作業を促進して早期処理に努めること。

一 この法律による年金受給者の生活の安定を図るため、社会経済情勢の変化に即応し、年金額の改定が速やかに行いようスライド制における要件の改善に努力するとともに、民間企業における業務上の災害等に対する法定外給付の実情に配慮し、公務員に対しても適切な措置を講ずること。

右決議する。

衆議院會議録第三十二号中正誤

ページ 段 行 誤
103 三 台張 正
104 末 拓否 台帳
105 拒否

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五五二二(六代)
定価 一〇〇円

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可